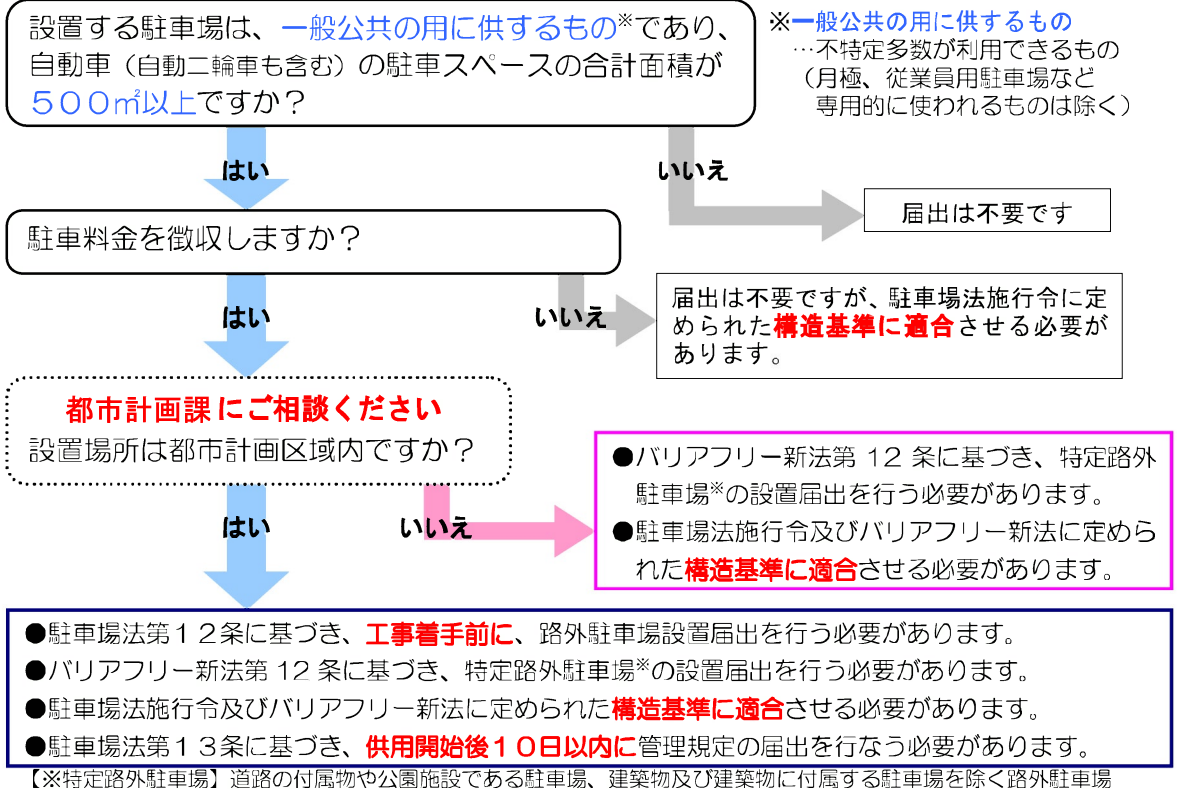


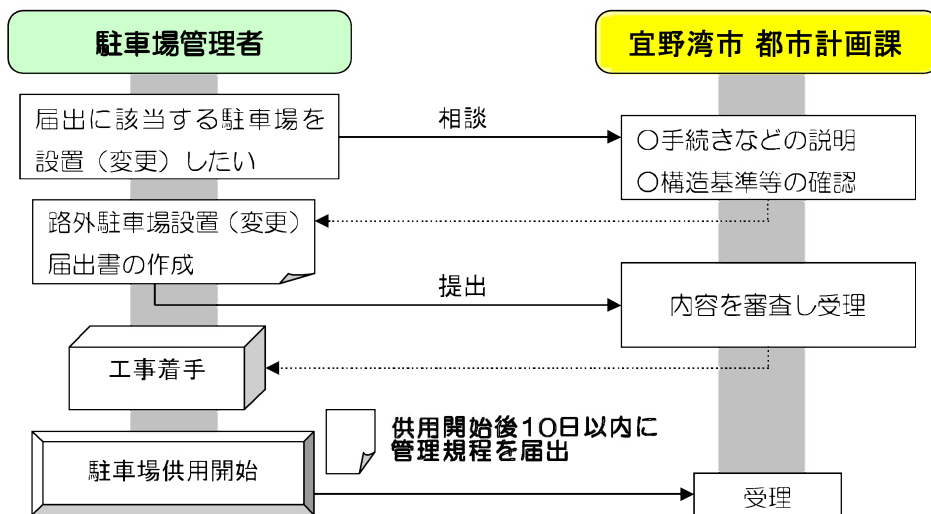
駐車場を設置するときは

～ 駐車場法等に基づく路外駐車場の届出について ～

駐車場の設置にあたっては、駐車場法等に基づく構造基準への適合や、市長への届出が必要となる場合があります。（変更する場合も同様）



◆ 駐車場法に基づく届出の必要な路外駐車場を設置するときの手続きの流れ



※ 沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させる必要があります。
※ 自動二輪車駐車場についても、設置検討して頂くようお願いします。